

独立行政法人
国立長寿医療研究センター
平成22年度業務実績の評価結果

平成23年8月18日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立長寿医療研究センターは、国立長寿医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。国立長寿医療研究センターは、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

今年度の国立長寿医療研究センターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに、老年医学及び老年学に関する日本人のエビデンスの収集や研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠であり、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。

独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発については、認知症先進医療開発センター、もの忘れセンター及び歯科口腔先進医療開発センターを設置し、研究所と病院等、センター内の連携強化を図るとともに、共同研究を推進した。歯科再生医療に係るスーパー特区案件の事業化、知財戦略のためのタスクフォースを設置した。

特に、認知症のメカニズムに着目した画期的治療薬及び診断法の開発、地域住民を対

象とした老化に関する長期縦断疫学研究（NILS-LSA）、歯延命化のための歯髄再生医療の臨床研究に向けた取り組みは、評価する。

医療の提供について、画像・バイオマーカーを用いた認知症早期診断法の開発や骨折の早期診断法の開発等により、高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療などの高度先駆的医療を提供していることは評価する。

センターのミッション及び中期計画に則り、産官学共同研究による、系統的に日本発、世界初の歯科用 OCT 画像診断機器の製品化を目指した開発を行っており、実践化されることを期待する。

認知症サポートチームを新たに組織し、職種横断的な取り組み、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等の実施、認知症に関する予防・治療・介護等について、患者家族の理解を深めるため、もの忘れ家族教室の開催など患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行っている。

また、一貫した包括プログラムによる在宅医療支援病棟を活用した、モデル的な在宅医療支援の提供を行っている。

これらのことを踏まえると、中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立長寿医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、平成22年度に新たに、認知症先進医療開発センター、もの忘れセンター及び歯科口腔先進医療開発センターを設置し、体制整備を強化し、病院・研究所による共同研究数を対前年度 29%増と年度計画目標を大きく上回ったことについて評価する。

歯科再生医療に係るスーパー特区案件の、事業化、知財戦略のためのタスクフォースを設置した。職務発明審査件数が対前年度より減少しているため、今後に期待する。

中部経済産業局、大阪商工会議所、企業等との産官学連携を進め、将来の医療分野の事業化を促進する取り組みは評価できるものである。

② 病院における研究・開発の推進

臨床研究・治験推進部を臨床研究推進部に改め、臨床研究の支援体制の強化に努めるとともに、電子カルテ化に伴い、診療情報の臨床研究への二次利用システムを

確立し、さらなるネットワーク化への基礎を築いた。

臨床研究を行う職員に対して倫理、その他臨床研究に必要な知識を修得させるため、ICRwebのe-ラーニングを受講させた。

センターで実施する治験等臨床研究の情報は、ホームページにおいて患者、依頼者向けに情報提供し、問い合わせに対して電話、メール等により対応できる体制を整えた。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(加齢に伴う疾患の本態解明)

老化(寿命)に関わる転写因子であるFOXOについてその活性化(リン酸化状態)を制御するインスリンシグナルと酸化ストレスの役割を明らかにした。アミノ酸代謝異常で生じる神経毒がADの原因物質とされるアミロイドβを増加させる憎悪因子となり得ることを明らかにするとともに、本神経毒投与マウスは内臓性アミロイドβを増加させるAD病態モデルとなることから特許出願した。脳内リポタンパクリパーゼ(LPL)が、新規のAβ結合分子であり、Aβの細胞内と取り込みとその後の分解を促進することを発見した(特許出願)など、認知症・骨粗鬆症の発症メカニズムの解明に関する研究や、生体機能の加齢に伴う変化の分子レベル、細胞レベル及び固体レベルでの研究に積極的に取り組んだことは評価する。

(加齢に伴う疾患の実態把握)

平成9年度より行っている地域住民を対象とした「老化に関する長期縦断疫学研究(NILS-LSA)」では、生きがいや趣味を持つこと、仕事を続けることが認知機能の維持に役立つこと、筋力と骨粗鬆症との関係、筋量減少を伴う肥満者では糖尿病となるリスクが正常者の3.2倍に高くなっている等、研究結果が明らかになり、その研究実績を積極的に公表していることは評価する。

(高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進)

アルツハイマー病(AD)モデルマウスの解析から加齢に伴う老人斑の蓄積を反映して増加する2種類の血中代謝産物を同定した。両代謝産物は脳の脂肪代謝異常を反映するものであり、老人斑の蓄積が本代謝異常を惹起することを初めて明らかにした。

イヌ歯髄から、アイソレータ内(GMP準拠細胞加工施設)で、新たに開発した膜遊走分離法にて歯髄幹細胞を分取・培養・増幅させ、イヌ歯髄幹細胞培養法を確立した。イヌ抜髄後根管に歯髄幹細胞とSDF-1を移植すると歯髄・象牙質が再生された。今後の歯髄再生法の確立に大いに期待する。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

介護支援機器のとの接触による人体損傷メカニズムの解析では、開発した衝撃試験システムは 50Hz までの動的荷重を広範囲で精度良く測定可能なことが確認された。人体表面に衝撃力が作用する際に内部の骨が受ける荷重は、軟組織の減少により大きく増加し、軟組織厚 1cm では軟組織厚 3cm に比べ 3 倍程度の荷重が骨に加わることが確認された。

治験の実施件数は減少した (26 件、対前年度 24%減) もの、臨床研究の実施件数は大幅な増加 (96 件、同 123%増) となり積極的に実施した。

(医療の均てん化手法の開発の推進)

登録後 1 年間の在宅療養継続有無による症例対照研究について訪問調査が終了した。看護情報を基にした入院患者のデータベースの作成から、再入院リスク、復帰支援・継続支援、癌・非癌患者の特性の検討を行った。

災害時の生活機能への対策・体制についての現状調査や生活機能低下者の不安要因調査により、対策・対応が明らかになり災害時の生活機能低下予防・向上のためのシステム・プログラム上の指針作成に着手した。

(情報発信手法の開発)

国民に対する認知症に関する啓発活動の取り組みを行うとともに、マスコミを通じもの忘れセンターでの新たな取り組みについて広報活動を行い、国内外から視察の依頼を受けた。

4 つの研究グループにおいて、認知症診療マニュアルの作成や、研究、医療等の技術開発を実施するための基盤整備体制を整えた。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

画像・バイオマーカーを用いた認知症早期診断法の開発や骨折の早期診断法の開発等により、認知症、運動器疾患、感覚器疾患、歯科口腔疾患等の高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供していることは評価する。

整形外科において、脊椎手術 66 例すべてに脊髄モニタリングにより神経安全を図るほか、1 例では術中ナビゲーションによる高度手技を実施するなど、低侵襲手技の標準化に向けた信頼性の確保に取り組んでいる。また、脊椎手術においても内視鏡を用いた更に低侵襲性の手法の開発と臨床応用に着手した。

産官学共同研究による、系統的に日本発、世界初の歯科用 OCT 画像診断機器の製品化を目指した開発を行っており、実践化されることを期待する。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

治療方針等の説明は、医学用語等専門的な言葉の使用は出来るだけ避け、理解しやすい言葉を用い、必要に応じて、解説図・写真・模型・ビデオなど補足資料を活用して患者の理解度に合わせ丁寧な説明に努めた。

認知症サポートチームを新たに組織し、職種横断的な活動により質の高い医療の提供に取り組むとともに、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等について、週 1 回以上行っている。また、認知症に関する予防・治療・介護等について、患者家族の理解を深めるため、もの忘れ家族教室を定期的に開催している。

急性期の受入れから回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括プログラムによる医療を提供する病棟として、在宅医療支援病棟を開棟し、切れ目のない新しい在宅医療モデルを提供している。

新たに医療安全推進部を設置し、医療安全に関する現場の情報収集及び実態調査を行い、分析、対策の立案・周知するなど、医療安全管理の総括・管理体制を充実させている。現場からのヒヤリハット報告の収集、保管、分析、分析結果のフィードバックを常に実施しており、医療安全に対する意識の徹底向上を図ったことは、良質かつ安心な医療提供の取り組みとして評価する。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

モデル的な終末期医療を進めるため、終末期医療の希望調査「私の医療に対する希望（終末期になったとき）」を実施し、希望内容を調査・研究に活用している。また、高齢者の癌を中心とした終末期医療のニーズ調査を実施した。

在宅医療推進会議、在宅医療推進フォーラム、講演会の開催を通じて在宅医療の推進に努めている。

(3) 人材育成に関する事項

老年医療に関する医学生向けセミナーとして「老年医学サマーセミナー」を開催した。

歯科口腔外科において、レジデント等の若手医療従事者に対する教育・指導体制の充実を図るとともに、若手研究者の研究発表会の開催、高齢者医療に関する特別講習会を全職員に実施、専門的知識のある看護師を養成するため認定看護師課程研修及び老人看護専門看護師への受験促進を行うなど、リーダーとして活躍できる人材育成に取り組んだ。

認知症患者・家族を支援する医療体制の構築のため、認知症看護のモデル研修・講習のプログラムの作成に着手した。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象として認知症サポート医養成研修会を開催し、目標を超える 404 名の修了者とした。地域においても北東知多整形外科病診連絡会、知多地域精神医療懇話会、知多地域介護者看護研修会、知多医療・介護連携強化会議等を通じて、連携を推進した。

臨床研究の在り方や倫理性についてお知らせするための患者向けハンドブックの作成、配布やホームページの見直しを行い長寿医療に関する知見やセンターの取組みを広く情報発信している。(ホームページアクセス数 対前年度 45%増) 今後も一層の充実を期待する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

長寿医療研究開発費を活用した社会医学研究を推進し、研究報告、論文発表、学会発表等を通じた専門的提言を行った。

東日本大震災に際し、災害医療班を岩手県釜石市に派遣するとともに、計画停電により人工呼吸器が使用できなくなる患者宅へ、センターが開発したバックアップ電源装置の貸し出しを行った。被災された高齢者等の生活不活発病に関する避難所における調査の実施や高齢者に対する情報提供として褥瘡治療マニュアル、廃用症候群等に関する情報をホームページ上に掲示したことは評価する。

長寿医療に関する国際シンポジウム「国立長寿医療研究センター国際シンポジウム」及びアジア全体の高齢社会の在り方についての基礎的な枠組みを構築するための「アジア・エイジング・フォーラム 2010」を開催した。

外国人講師による講演の開催や海外からの視察の受入れ、外国人医師・研究者の受入を積極的に行っている。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

認知症を対象とする「認知症先進医療開発センター(研究部門)」と「もの忘れセンター(診療部門)」を新たに組織し、認知症に関する臨床研究を診療へ応用する橋渡しが効率的に行えるシステムを整えると同時に「歯科口腔先進医療開発センター」を設置し、歯科口腔医療に関する臨床研究を診療へ応用する体制を整えた。

診療部門においては、緩和ケア診療部長、消化機能診療部長、周術期診療部長、在宅医療支援診療部長の 4 名の特命診療部長を設置し、特命事項に対応できる機能強化を図ったことは評価する。

また、副院長を 2 名とし、経営・診療担当と研究・教育・研修担当に分け、役割と院内の位置付けを明確にするとともに、特命副院長の設置を可能としたことも評

価する。

法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・企画経営部・財務経理部の3部体制とし企画戦略室、コンプライアンス室及び監査室を設置し、各部門の業務に関して権限と責任を明確化し迅速な意思決定が可能となった。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

国立長寿医療研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率98.0%（経常損失1.5億円）とマイナスではあったが、年度計画に比して各々+1.0ポイント、+96百万円改善し目標を達成しており評価する。今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

一般管理費の節減については、32%減と年度計画を大幅に上回ったことを評価する。

診療材料の契約単価の見直し、役務契約の費用削減の取組み、SPDによる適正な在庫管理により経費節減を図ったことは評価する。

院長を中心とした診療報酬緊急プロジェクトの開催や医師・看護師・医事職員からなる緊急点検チームによる、診療報酬算定漏れや新規診療報酬への対応に取り組むとともに、職員に対し目標患者・診療点数の達成に向けて取り組むよう通知を发出した。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令等の遵守を期するため、センター業務及び予算に対する内部統制部門として監査室を設置し、独自に行う内部監査に加え、会計監査人及び監事とも連携し、効率的・効果的にセンター業務等に関する内部統制を行っていることは評価する。また外部監査を含む監査実施回数24回を行った。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、契約審査委員会の審査を経るなど契約業務の適正な遂行を図った。また、契約監視委員会の設置、公的研究費の不正防止のため、研究活動規範委員会の設置や不正行為相談窓口を設置したことを評価する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

受託研究取扱規程の見直しにより、民間企業等より外部資金を受託しやすい体制を整え、研究収益は対前年度1%増加した。

財政融資資金等外部からの新たな借入を行わず、必要な整備は自己資金により対応したため、固定負債（長期借入金）を確実に償還し残高を減少させた。

(9) その他業務運営に関する事項

個々の職員の業務実績を適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。23年度からは常勤職員全員に適用させる。従来からの国立大学法人、国立病院機構等との人事交流に加えて、全国の老人保健施設との人事交流を行う体制を整えた。

医師に対しては変形性労働時間の導入により職務に合った勤務時間の選択の可能、看護師に対しては夜勤専門看護師の導入、研修、病棟クラークの導入など業務負担軽減に着手したことは評価する。

職員満足度調査（ES調査）にモチベーションサーベイ調査（CRES調査）を組み合わせたオリジナルアンケートを作成し、自由記載による意見を求めるアンケートを実施した。その結果を新たに設置した、多職種からなる若手・中堅職員とアドバイザーボードで構成されるNCGG病院活性化チームの中で取り上げ、運営会議への提言を行いセンター運営や経営に反映させる取組を行っていることは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、当期総損失は2.1億円を計上した。

しかし、当初の計画を上回る結果であり、中期目標期間中において経常収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはなく、病院事業、研究事業に有効活用している。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

国立長寿医療研究センターの給与水準について、平成22年度のラスパイレス指数は、研究職員108.0、病院医師120.2、看護師103.6、事務・技術職99.2となっており、その原因としては、医長・室長以上に年俸制を導入して勤務成績を反映させたこと、医師手当について地域手当級別支給割合が5級地に該当することから国の医師手当額に比べて高いこと、諸種手当を創設したことが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、病院医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えられる。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は73百万円であった。他方、増額は87百万円あり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、国立長寿医療研究センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

外部委託検査の契約単価引き下げや診療材料の契約単価見直しによる変更契約などにより経費削減を行っている。旅費については年度末における不要不急な出張が行われないよう精査している。これらの継続的な取り組みを期待する。

⑤ 契約について

契約の点検及び見直しについては、監事及び外部職員で構成する契約審査委員会を設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約、落札率が100%となった契約について、契約の適正性・妥当性・競争性確保の観点から監視を行っており、引き続き、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に期待する。

⑥ 内部統制について

法人設立時に業務運営体制として法人の重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長がセンターの理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、センターのミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、

その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、センターのミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

さらに、法人の実績は年度計画をおおむね達成しており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。